

政策的低廉料金サービスについて

平成 2 8 年 1 0 月

情報通信審議会 答申（平成27年9月28日）（抜粋）

第2章 第2節 郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策

3 中長期的に検討すべき確保方策の方向性

(2) その他の中長期的に検討すべき方策

イ 政策的な低廉料金サービスに対するコスト負担の在り方

第三種郵便物は一定の条件を満たす定期刊行物とされており、また、第四種郵便物は、通信教育のための郵便物、植物種子等を内容とする郵便物等、ある限定された特定の政策目的で国民の福祉増進に貢献するとして、創設されたものである。このような背景により、これらの郵便物は、政策的に低廉な料金でのサービス提供がなされているところであるが、現状、その財源は日本郵便の他の郵便サービスの料金収入から賄われている。諸外国の中には、これらの政策的な低廉料金サービスに係るコストに対して財政支援を行っている例もある。また、当審議会の議論において、ユーザ間の内部相互補助に当たるものとして、民営化された以上は、本来外部補助によるべきものではないかとの意見もあった。政策的な低廉料金サービスについては、制度の政策目的や利用者ニーズ等も考慮しつつ、そのコスト負担の在り方について、継続的に検討することが適当である。

日本郵便ヒアリング資料（抜粋） （平成28年9月13日 現状と課題WG資料）

1 制度の社会的意義

- ・ 定期刊行物の郵送購読者の負担軽減（第三種）
- ・ 公職選挙法に基づく選挙報道・評論の自由（第三種）

※ 公職選挙法第148条では、新聞や雑誌が選挙報道や評論等を自由に掲載できるために第三種の承認を必要条件としている（その他の条件として、定期有償頒布等。）。

- ・ 盲人の福祉の増進（点字・特定録音物等）

2 環境の変化

- ・ 教育の普及・教育教材や教授方法の多様化（通信教育）
- ・ 農産種苗の頒布・販売方法の多様化・販売拠点の増加（植物種子）
- ・ 学術研究に関する議論・発表の手法の多様化（学術刊行物）

3 赤字体質

構造的な赤字

- ・ 第三種：平成27年度（2015年度）▲67億円
- ・ 第四種：平成27年度（2015年度）▲11億円

4 承認条件等のチェックに係るコスト負担

第三種・第四種に係る承認・指導等の事務を専担で行う郵便審査事務センターを設置（正社員9名、期間雇用社員15名）

《日本郵便株式会社》

・政策的な低廉料金サービスや郵便局ネットワーク維持に係るコスト負担の在り方については、諸外国の例も参考に、引き続き幅広い選択肢をご検討いただくことを要望いたします。

《郵政産業労働者ユニオン》

・ネットワーク維持のために、「地域・社会貢献基金」の活用が制度化されていた。この地域・社会貢献基金が改正「郵政民営化法」成立によりすでに廃止されている。この結果、第3種・第4種郵便や災害時の無料郵便の財政的基礎を奪い、社会的弱者を切り捨てる危険性がある。政策料金のコストを「だれが負担すべきか」という問題は重要であり、情報通信審議会においても「社会・福祉サービス」を維持するための財政基盤をどのように確立するのか明らかにすべきである。

《全日本運輸産業労働組合連合会》

・政策的な低廉料金サービスに対するコスト負担の在り方については、国費による財政支援とする、あるいは企業による社会貢献と位置づけるか、整理をされたい。特定の政策目的のためにかかる費用については、本来、国が負担すべきであるものであることから、民営化して上場するにあたっては、これまでと異なる考え方が必要である。

《公益社団法人 日本図書館協会》

・第四種郵便物の内、点字や盲人用録音物の割引制度に触れることなく、種子や通信教育についてのみ例示し、「ある特定の政策目的」のものであるように論じている。確かに種子は農業振興、通信教育は教育振興という「ある特定の政策目的」かもしれないが、障害者のための割引制度は政策的に行われているものではない。いうまでもなく、以前は国の事業として障害者の社会参加の一方法として確保されてきた制度である。それが、いきなり政策目的と規定され、財源が確保されないと行えないような論調になっているのには大きな懸念がある。

郵政民営化に際して、付帯決議では「今までのサービスは維持する」とあり、この時点において、第四種郵便物(点字郵便)事業の継続は確認済みである。しかし、今回の答申においては、それが軽んじられているように思われる。

郵便法においては、郵便の役務はユニバーサルサービスとして提供することが目的とされ、日本郵便が郵便のユニバーサルサービスを提供することは義務である。郵便のユニバーサルサービスの範囲は、第一種郵便物から第四種郵便物までの内国(後略)」とあり、つまりは第四種郵便事業に関しては日本郵便の義務であることは論を待たない。元来が公益事業であるから、これらを全て一括りにし採算性の面からのみ考えることは偏りがある。以上のように、第四種郵便は「特定の政策」ではなく、社会が行うべき当たり前の配慮の一つである。平成28年4月1日には、障害者差別解消法が施行され、全ての国民があまねく合理的配慮を求められている中で、これはまさに時代に逆行している認識であると言わざるを得ない。昨今、日本郵便株式会社により第四種郵便事業を縮小しようとしているかのような動きも見られることから、看過できない問題である。

情報通信審議会においては、点字及び盲人用録音物の郵送事業が障害者にとってのインフラとして欠かせないものであることを改めて確認するとともに、その重要性に鑑みてこの事業が採算面から削除されることのないよう、維持に努めるとともに、新たな障害者への拡大ができるよう方策を検討してほしい。

《個人》

・第三種、第四種郵便物の低廉料金は政策的に設けられたもので、政府の責任で措置すべきであるが、その財源は、日本郵便の他の郵便サービスの料金で賄われている。とあるが、正に国家政策そのものであるので、その改善を早急にすべきである。

諸外国では政策的な低廉料金サービスに係るコストに対して、財政支援しているとある。正に国家戦略、特に第四種の料金はそのものである。審議会として問題視、課題としているが決定的・断定的な表記でない。審議会として、真に国家政策として義務付けてある「ユニバーサルサービスの堅持を維持する。」のであれば、「速やかに税制優遇や補助金対応をすべき」と表記することを願うものである。

コスト削減しか求めていないが、高齢社会の新たなサービスとして薬局等と提携して薬のお届けサービスするような例示を掲げてほしい。

制度の意義等	関係省庁の回答
<p>ア 制度の意義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新聞紙・雑誌等の定期刊行物の郵送料を安くして、購読料の負担軽減を図り、その入手を容易にし、もって国民文化の発展に資するために、明治16年に設けられたもの。 ・ 新聞紙等の低料扱いについては、第三種郵便物制度ができる前の明治4年に実施。 ・ 心身障害者団体発行の低料第三種郵便物については、昭和46年に実施(昭和51年までは身体障害者が対象)。 <p>イ 代替手段の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットや民間宅配便による利用が普及。 <p>ウ 前回WGでの日本郵便㈱ヒアリング資料(抜粋) <制度の社会的意義></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期刊行物の郵送購読者の負担軽減 ・ 公職選挙法に基づく選挙報道・評論の自由 <p>エ 前回WGでの質疑</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非低料第三種郵便物は競争にさらされている状況だと思うが、今後についてどう考えているのか。 <p>【日本郵便㈱の回答】 付加サービスや料金水準により当社のサービスがお客様の要求に適合しているのであれば、当社をご利用いただけるものと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三種及び第四種郵便物は低料金のまま据え置かれている印象が強い。設定された当時は公益上の重要な意義があったが、社会の状況等が変わってきたと考えるか。 <p>【日本郵便㈱の回答】 状況が変わってきたと思うが、第三種及び第四種郵便物が政策的に意味あるものか判断するのは政府。</p>	<p>○ 総務省自治行政局選挙部選挙課 第三種郵便物は、民主主義の基盤となる政治・政策等の報道や論議を目的とした政党の機関紙誌等の郵送に相当程度活用され、その見直しの影響は極めて大きいものであることから、慎重かつ丁寧な対応が必要である。</p> <p>○ 厚生労働省(以下は資料2-3回答の一部を抜粋) (心身障害者用低料第三種郵便物)</p> <p>(妥当性・必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 心身障害者用低料第三種郵便物については、創設当初は、障害者基本法第23条の障害者等の経済的負担の軽減を踏まえ、第三種郵便物より低料な利用料としての措置が行われていたものと思われ、障害者が円滑に情報を取得するためには、国及び地方公共団体の情報提供の他、障害者団体による機関誌や定期刊行物は重要なものとなっております、これに一定の配慮をして頂くことは重要である。 <p>(利用者ニーズ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者のニーズについては、障害当事者や総務省との各種協議の場においても、視覚障害者に対する情報誌の発送が、視覚障害者が生活情報や制度・政策情報を入手する上で必要不可欠なものとなっており、それらの低料金(ないし無料)による発送支援の利用者ニーズは高いものと認識。

制度の意義等

関係省庁の回答

(1) 通信教育

ア 制度の意義

- ・ 通信教育は、教育の民主化と機会均等などを保障するものとして、学校教育法等の法令で制度化されていることから、その重要な手段である郵便の利用を容易にすることにより教育の普及に貢献しようとする観点から、昭和24年に設けられたもの。

イ 代替手段の有無

- ・ 教育分野におけるICT利活用が進展

ウ 日本郵便(株)ヒアリング資料(抜粋)

<環境の変化>

- ・ 教育の普及・教育教材や教授方法の多様化

エ 前回WGでの質疑

- ・ 第三種及び第四種郵便物は低料金のまま据え置かれている印象が強い。設定された当時は公益上の重要な意義があったが、社会の状況等が変わってきたと考えるか。

【日本郵便(株)の回答】 状況が変わってきたと思うが、第三種及び第四種郵便物が政策的に意味あるものか判断するのは政府。

【平成16年当時の文部科学省意見】

(郵政民営化に関する有識者会議 第19回会合資料(抜粋))

・通信教育用郵便物は、通信教育を受ける生徒、学生及び受講者の経済的負担を軽減することにより、これらの者の教育・学習の機会をより一層拡大する政策的意義の高いものであり、既存の施策の拡大等による代替も困難である。また、通信教育は、時間的、地理的制約を受けることなく、各人の自発的意志により誰もが自由に利用できるシステムであり、今後も生涯学習の振興に果たす役割は極めて大きい。したがって、従前の第四種郵便物のサービスの枠組みを維持することが必要不可欠である。

○ 文部科学省(以下は資料2-3回答の一部を抜粋)

(妥当性・必要性)

- ・通信教育は、時間的及び地理的制約を受けることなく各人の自発的意思により利用できる学習システムとして、学校教育及び社会教育において重要な役割を担っている。
- ・ 高等学校や大学等における通信教育や認定社会通信教育は、一億総活躍社会の実現を図っていく中で、国民の多様な教育・学習の機会を確保する上でも重要。
- ・ 近年、勤労青年の数は減少傾向にある一方、不登校経験者等の自立に困難を抱える者に対する受け皿として、制度発足当初とは異なった形でその重要性が高まっている。
- ・ その廃止に伴う経済的負担は、生徒、学生及び受講者が負担するのみならず、通信教育を提供する通信制高等学校・大学等や認定社会通信教育実施団体等に転嫁され、終局的には利用者にさらなる経済的負担を強いる。
- ・ 政府一丸となって地方創生や一億総活躍社会を実現に向け取り組んでいる中、その方向とも逆行。働き方改革を進めていく上で、働きながら学ぶことを可能とする通信教育はより一層重要。これまでと同料金での制度維持。
- ・ e-ラーニングなどのICTを活用した教育は進みつつあるが、通学制と比べて極めて多様な年齢・職業・背景等の生徒、学生及び受講者により構成されているため、ICTを十分に活用できない者などに配慮。
- ・ メール便等は第四種郵便に比して費用が格段に高くなる。

(利用者ニーズ)

- ・ 平成27年中の文部科学省認定社会通信教育受講者は、のべ約6.4万人。
- ・ 大学通信教育については、43大学、27大学院、11短期大学において、約24万人が学んでいる。このうち、放送大学については、約9万人が学んでおり、在学者は増加傾向。放送大学から学生への送付件数が100万件、学生から放送大学への送付件数が19万件。(平成27年度)
- ・ 平成27年度に通信制高等学校に在籍する生徒は18万人。

※ 厚生労働省

厚生労働大臣指定の通信教育については現在調査中。主には教育訓練給付の講座、理容師・美容師の通信教育講座等がある。

制度の意義等

関係省庁の回答

(2) 点字・盲人用録音物等

ア 制度の意義

- ・ 盲人が知識又は慰安を得るための点字印刷物及び録音物等の入手に当たって、郵便に依存する度合いが他に比較して高く、加えてこれらの郵便物は重量が重く料金負担が大きいので、これを無料とすることにより、盲人の福祉の増進する観点から、大正6年に設けられたもの(昭和36年に無料化)。

イ 代替手段の有無

- ・ インターネットを通じた音声読み上げソフトの利用や点字データ等の配信サービス等により、視覚障害者による情報のやりとりが可能

ウ 前回WGでの日本郵便(株)ヒアリング資料(抜粋)

<制度の社会的意義>

- ・ 盲人の福祉の増進

エ 前回WGでの質疑

- ・ 第三種及び第四種郵便物は低料金のまま据え置かれている印象が強い。設定された当時は公益上の重要な意義があったが、社会の状況等が変わってきたと考えるか。

【日本郵便(株)の回答】 状況が変わってきたと思うが、第三種及び第四種郵便物が政策的に意味あるものか判断するのは政府。

【平成16年当時の厚生労働省意見】

(郵政民営化に関する有識者会議 第19回会合資料(抜粋))

・ 第四種郵便物制度導入当時から比較すれば視覚障害者の情報バリアフリー化は進んでいるが、高齢者層も多い視覚障害者には、インターネットや電子メールなどの代替手段が、十分普及しているとはいえ、情報伝達手段を点字、録音物に頼っている者の存在を否定できない。従って、今日においてもその政策目的の妥当性を失っていないと考える。

※1 日盲連の実態調査では、晴眼者と同じようにインターネットや電子メールなどを用いている者は、回答者数521人のうち、5%(26人)である。

※2 視覚障害者総数30万1千人のうち、60歳以上の者は、73.4%(22万1千人)である。(平成13年「身体障害児・者実態調査」より)

○ 厚生労働省(以下は資料2-3回答の一部を抜粋)

(妥当性・必要性)

- ・ 音声読み上げソフトの利用や点字データ等の配信サービス等により、制度導入時から比べれば視覚障害者の情報バリアフリー化は進んでいる。
- ・ 一方で、高齢者層も多い視覚障害者には、インターネットや電子メールなどの代替手段が、十分普及しているとはいえ、情報伝達手段を点字、録音物に頼っている者の存在を否定できず、従って、今日においてもその政策目的の妥当性を失っていない。

※ 身体障害者・身体障害児実態調査(平成18年)によると、視覚障害者の情報の入手方法について、ホームページや電子メールによる情報の入手が6.6%。

※ 視覚障害者総数31万5,500人のうち、60歳以上の者は78.7%(平成23年生活のしづらさに関する調査)

(利用者ニーズ)

- ・ 利用者のニーズについては、障害当事者や総務省との各種協議の場においても、視覚障害者に対する情報誌の発送が、視覚障害者が生活情報や制度・政策情報を入手する上で必要不可欠なものとなっており、それらの無料による発送支援の利用者ニーズは高いものと認識。

制度の意義等

関係省庁の回答

(3) 植物種子等

ア 制度の意義

- ・ 農産種苗等の頒布を容易にすることにより農業の生産性向上に寄与する観点から、明治22年に設けられたもの。

イ 代替手段の有無

- ・ 民間宅配便の普及に伴い配達方法が多様化

ウ 前回WGでの日本郵便㈱ヒアリング資料(抜粋)

<環境の変化>

- ・ 農産種苗の頒布・販売方法の多様化・販売拠点の増加
- ・ 植物種子等の利用契約者は189社。うち特定の2社の利用が約半数である。

エ 前回WGでの質疑

- ・ 第三種及び第四種郵便物は低料金のまま据え置かれている印象が強い。設定された当時は公益上の重要な意義があったが、社会の状況等が変わってきたと考えるか。

【日本郵便㈱の回答】 状況が変わってきたと思うが、第三種及び第四種郵便物が政策的に意味あるものか判断するのは政府。

【平成16年当時の農林水産省意見】

(郵政民営化に関する有識者会議 第19回会合資料(抜粋))

- ・ 現在においても、農業生産の振興という制度の意義は変わらないが、宅配便の発達に伴い、配送方法も多様化してきていること、民間企業に対して法律で特定の支援制度を義務化させるべきではないこと等から、場合によっては制度の廃止もやむを得ないと考える。

○ 農林水産省(以下は資料2-3回答の一部を抜粋)

(妥当性・必要性)

- ・ 我が国の農業は、**少量多品目生産が特徴**。種子は、常温で長期間保管すると**発芽等で品質が劣化するため、農家は作期毎に種子を入手**する必要。
- ・ また、毎年、最も適した品種の種苗を全国にある種苗メーカー等から入手する必要があり、近年でも郵送によって供給されている。
- ・ 第四種郵便は、**大半の農家が利用**しており、仮に、植物種子が第四種から除外された場合、現在の種苗費に増額分の輸送費が加算され、農業生産コストの増加に繋がる。
- ・ **中山間地においては、農家は種苗店での種苗の入手が困難**であることから第四種郵便による種苗の郵送の効果は計り知れない。
- ・ **TPPを受け、農業所得を増大させるため、農業生産資材の低コスト化**が強く求められている。

(利用者ニーズ)

- ・ 第四種郵便は、**宅配便等と比べて非常に安く料金設定**されているため農業生産を行うにあたって不可欠な種苗の入手にあたり、**全国の農家(約2百万戸)のうち大半で利用**されていると考えられ、**制度の維持についてのニーズは高い。**

制度の意義等

関係省庁の回答

(4) 学術刊行物

ア 制度の意義

- ・ 学術研究の振興は、我が国の重要な政策の一つであることに鑑み、学術に関する団体から発行される学術に関する刊行物の郵送料を軽減することにより、その目的の達成に協力する観点から、昭和41年に設けられたもの。

イ 代替手段の有無

- ・ インターネットの普及により電子媒体による提供が可能

ウ 前回WGでの日本郵便㈱ヒアリング資料(抜粋)

<環境の変化>

- ・ 学術研究に関する議論・発表の手法の多様化

エ 前回WGでの質疑

- ・ 第三種及び第四種郵便物は低料金のまま据え置かれている印象が強い。設定された当時は公益上の重要な意義があったが、社会の状況等が変わってきたと考えるか。

【日本郵便㈱の回答】 状況が変わってきたと思うが、第三種及び第四種郵便物が政策的に意味あるものか判断するのは政府。

【平成16年当時の文部科学省意見】

(郵政民営化に関する有識者会議 第19回会合資料(抜粋))

・学術刊行物を第四種郵便物とする制度は、学術情報への自由なアクセスをできる限り多くの者に保障するとの理念の下、経営基盤の脆弱な我が国の学協会を支援し、学術情報の流通促進において重要な役割を果たしてきた。また、インターネットが普及した今日においても、学術刊行物の大勢は依然として冊子媒体による提供を行っており(我が国において、電子媒体化は、比較的体力のある自然科学系の学術論文誌において進んでいるのみであり、特に第四種郵便物の指定を受けている人文・社会系の学会誌や地方の学会等では未だ冊子媒体によるところがほとんどである。)、制度発足当時と大きな状況の変化はなく、本制度の政策的意義は、今日においても大きいものと考えている。したがって、従前の第四種郵便物のサービスの枠組みを維持することが必要不可欠である。

- 文部科学省(以下は資料2-3回答の一部を抜粋)

(妥当性・必要性)

- ・ 電子ジャーナルとして学術刊行物を発行する学術団体が増えているものの、未だ半数以上の学術刊行物は紙媒体によって発行。
- ・ 割高な民間事業者によるメール便などに切り替えると、発送に係る費用が新たに発生。学術情報の流通促進を大きく妨げ、学術研究の振興に支障を来す。

※ 郵送物の重量によってはより安価な場合もあると承知。

(利用者ニーズ)

- ・ 現在、学術団体が発行する学術刊行物の半数以上が紙媒体による発行を行っていることから、本制度は、学術研究の振興のために必要不可欠な学術情報の流通促進に、重要な役割を果たしているものと考えている。

関係省庁の支援措置

種 別	関係省庁	支援措置	平成28年度予算額
通信教育	文部科学省	<p>○社会通信教育の振興に必要な経費 通信教育課程の充実、受講者研究集会の開催、普及資料の作成及び調査研究 (H16年度 1,451万円) →平成22年度に廃止 ※ 学校や一般社団法人等の行う通信教育で、社会教育上奨励すべきものについては、中央教育審議会に諮問した上で文部科学大臣が「文部科学省認定社会通信教育」として認定。文部科学省認定社会通信教育の課程を優れた成績をもって修了した者に対しては、文部科学大臣名の賞状を交付。</p> <p>○学校教育設備整備等補助金（定時制高等学校等設備整備費等） 公立高等学校の通信教育の運営等に要する経費の一部を当該学校の設置者に対して補助 (H16年度 4,461万円) →「三位一体の改革について（平成16年11月26日）政府・与党合意」に基づき平成17年度に廃止</p> <p>○高等学校定時制及び通信制教育振興奨励費補助金 経済的理由により修学が困難な生徒に対する、通信制課程等への修学奨励費の貸与 (H16年度 7億2,241万円) →「三位一体の改革について（平成16年11月26日）政府・与党合意」に基づき平成17年度に廃止</p>	—
盲人用点字・録音物	厚生労働省	<p>○「視覚障害者用図書事業等委託費」の一部 視覚障害者用図書事業及び視覚障害児用図書事業（点字図書、録音図書等の製作のデジタルデータ化、様々な媒体（紙、CD等）での貸出）、視覚障害者行政情報等提供事業（国内外の障害保健福祉関連情報等を点字版や音声版の広報により提供）</p>	1億2,138万円
		<p>○「高度情報通信等福祉事業費」の一部 視覚障害者用図書情報ネットワーク運営事業（視覚障害者がインターネットを利用し、自宅に居ながら、全国の点字図書館の蔵書、製作中図書の検索及び貸出予約等を行うことが出来る視覚障害者用図書情報ネットワーク「サピエ」を運営）、点字ニュース即時提供事業（視覚障害者に対して、日々の新聞ニュースを点字データのインターネット配信等により提供）</p>	8,241万円
植物種子等	農林水産省	植物種苗の輸送費に係る支援措置はない。	—
学術刊行物	文部科学省	<p>○科学研究費助成事業の「研究成果公開促進費（国際情報発信強化）」 出版社及び大学、研究機関等を除き、かつ、所在地が日本国内にある学術団体等に対し、研究者の研究成果を発表する媒体であって、質の保証のための組織的な体制が取られ、一貫したタイトルを付して刊行されるものの国際情報発信力を強化する取組に対して、その刊行に必要な経費を助成。</p>	3億8,430万円

主要国における郵便の政策料金

国名	種別	根拠等	料金規制	備考
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> NPOや高等教育機関が発行する法律や公共政策に関するレポート等 	<ul style="list-style-type: none"> 合衆国法典 約款等で「発行部数が10,000部を下回らないもの」とされている。 	割引額が法定	盲人用郵便及び不在者投票郵便に対する補助金あり（29百万ドル：2015年度）
	<ul style="list-style-type: none"> 盲人用（無料） 	<ul style="list-style-type: none"> 合衆国法典 	法定	
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> 年2回以上の発行を行う定期的な出版物 会員、特別な利害関係組織や団体に対するお知らせや情報を含むもの 	（法令の規定なし）	なし（料金は自社で設定）	議会用郵便及び盲人用郵便に対する補助金あり（22百万カナダドル：2014年度）
	<ul style="list-style-type: none"> 盲人用（無料） 	<ul style="list-style-type: none"> 盲人用郵便に関する規則 	政省令等の規定	
イギリス	定期刊行物であって、以下の条件を満たすもの <ul style="list-style-type: none"> 年2回以上発行するもの 少なくとも1/6が論説に関するもの 	（法令の規定なし）	なし（料金は自社で設定）	
	<ul style="list-style-type: none"> 盲人用（無料） 	<ul style="list-style-type: none"> 2011年郵便サービス法 	法定	
フランス	定期刊行物であって、以下の条件を満たすもの <ul style="list-style-type: none"> 教育、情報等の普及に関する一般的な関心にこたえるもの 宛先が決まっているもの 4か月以上の間隔をあげずに四半期に1度発刊されているもの 広告が全体の2/3以下であること 	<ul style="list-style-type: none"> 郵便・電気通信法典 	政府による承認	定期刊行物に対する補助金あり（96百万ユーロ：2014年度）
	<ul style="list-style-type: none"> 盲人用（無料） 		法定	
ドイツ	定期刊行物であって、以下の条件を満たすもの <ul style="list-style-type: none"> 四半期に1度以上定期的に出版されるもの 出版物に占める通常の報道（出版物の内容が客観的、中立的に報道され、意見の多様性に富んでいること等）の割合が30%以上であること 	（法令の規定なし）	なし（料金は自社で設定）	
	<ul style="list-style-type: none"> 盲人用（無料） 		なし（料金は自社で設定）	
イタリア	<ul style="list-style-type: none"> 出版社、NPOによる社会的、文化的な定期刊行物に対するサービス 出版社の出版物の読者を増やすためのプロモーションサービス NPOが活動資金を得るためのプロモーションサービス 出版物の代金を購入者が自宅で支払うことを可能にするサービス 購読者に複数の出版物を一括して送るためのサービス 本を送るためのサービス その他のサービス 	<ul style="list-style-type: none"> 2010年10月21日に公布された政令 	政令により最大割引額を規定（割引額の範囲内であれば政府規制機関への通知は不要）	選挙郵便の割引料金に対する補助金あり（16百万ユーロ：2014年度）
	<ul style="list-style-type: none"> 盲人用（点字のみ、無料） 	<ul style="list-style-type: none"> 大統領令 	法定	
日本	<ul style="list-style-type: none"> 定期刊行物（年4回以上発行のもの） 通常よりも低料金の定期刊行物 <ul style="list-style-type: none"> 月3回以上発行する新聞 心身障害者団体の発行する定期刊行物 	<ul style="list-style-type: none"> 郵便法第23条 郵便法施行規則第7条 内国郵便約款料金表第4表 	認可	
	<ul style="list-style-type: none"> 通信教育用 盲人用（無料） 植物種子等 学術刊行物 	<ul style="list-style-type: none"> 郵便法第26条 		

他業種における障害者に対する料金割引の例

種類	内容		備考
	条件	料金	
鉄道【JR】 (旅客運賃割引)	第1種障害者（身体障害者及び知的障害者）とその介護者が乗車 ※区間制限なし	普通乗車券、回数乗車券及び普通急行券について、本人・介護者1人ともに50%割引 ※私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む。ただし、回数乗車券はJR線区間単独の発売。	法的義務なし ※運輸省からの要請。国鉄時代には、介護者同行の場合の割引について、国有鉄道運賃法で義務付け。 ※窓口にて手帳を提示。
	第1種障害者とその介護者又は12歳未満の障害者とその介護者が乗車	定期乗車券（小児定期乗車券を除く。）について、本人・介護者1人共に50%割引	
	第1種・第2種障害者が単独で片道100kmを超えて乗車	普通乗車券について、本人のみ50%割引	
航空【JAL】 (旅客運賃割引)	・第1種身体障害者とその介護者が利用 ・療育手帳に「航空割引・本人・介護者」の証明印が捺印されている知的障害者とその介護者が利用	本人・介護者1人ともに割引	法的義務なし ※運輸省からの要請。 ※窓口にて手帳を提示。
	・第1・2種身体障害者が単独で利用 ・療育手帳に「航空割引・本人」の証明印が捺印されている知的障害者が単独で利用	本人のみ割引	
有料道路 【NEXCO東日本】 (通行料金割引)	・身体障害者が自ら運転 ・重度身体障害者若しくは重度知的障害者が同乗し、障害者本人以外が運転 ※身体障害者手帳又は療育手帳を監理している市区町村の福祉担当窓口にて事前登録手続きが必要。	50%割引	法的義務なし ※道路審議会答申での提言（平成4年）。 ※料金所にて手帳を提示若しくはETCカードの事前登録。 ※日本道路公団における障害者割引による減収額98億円/料金収入2兆800億円（平成13年度）【日本道路公団経営改善委員会（14.11.19）議事録より】
放送【NHK】 (受信料免除)	・身体障害者手帳を所持している者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合 ・所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判断された者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税を含む）非課税の場合	全額免除	法的義務なし ※NHKへの免除申請書の提出が必要。 ※自治体に免除申請を提出し、免除自由の証明（確認）を受けることが必要（半額免除申請及び市町村民税非課税の障害者での申請はNHKへ直接申請することも可能。）。
	・視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳を所持している者が世帯主で受信契約者の場合 ・身体障害者手帳を所持しており、障害等級が重度（1級または2級）の者が世帯主で受信契約者の場合 ・所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された者が世帯主で受信契約者の場合	半額免除	
電話【NTT】 (無料番号案内)	・身体障害者手帳を所持し、視覚障害（1～6級）若しくは肢体不自由（1級、2級）のある者 ・療育手帳を所持している者 ・精神障害者保健福祉手帳を所持している者	無料	法的義務なし ※NTTに事前申込み

※ 電力、ガス：割引制度は設けられていない。水道：自治体によっては割引制度を設けているところがある。